

e L T A X (エルタックス) でのご申告について

尼崎市から送付している申告書に印字された宛名番号 1 1 桁を所有者コード欄もしくは備考欄に必ず記入してください。

○申告区分一覧

申告データの作成方法	説明	申告区分
電算処理方式で作成	申告者独自の電算システム等で、全ての所有資産について評価額を算出した情報をもとに申告データを作成する方法です。「全資産申告(電算処理分)」を選択してください。	1. 全資産申告(電算処理分) 2. 修正全資産申告(電算処理分)
一般方式で作成	評価額の算出は尼崎市で行います。この場合、「増加資産/減少資産申告」を選択したうえで、前年中に増加、減少した資産のみを申告してください。	3. 増加資産/減少資産申告 4. 修正増加/減少資産申告

○申告区分の確認方法

課台リアル /	発送停止 /
申告書不要 /	申告方法

同封の償却資産申告書(第26号様式)の右下「申告方法」箇所に現在の申告区分を印字しています。(下記4ついずれか)

- ・一般申告 ・電子一般 (一般方式で作成してください)
- ・電算申告 ・電子電算 (電算処理方式で作成してください)

※申告区分変更をご希望の方は、備考欄に変更希望の旨ご記載願います。

記載例:「一般方式から電算処理方式へ変更」

申告に際しては、以下の点にご注意ください。

- 一般方式では、増加資産/減少資産明細書を添付してください。
全資産明細書を提出いただいても、尼崎市では増減資産の特定ができません。
なお、減少資産明細書には、青色の「種類別明細書」に記載された資産の種類と資産コード(9ケタ)の数字を必ず記入してください。
- 取得価額の期首の額(前年前に取得したものの欄の額)は前年度期末の額となります。
尼崎市から送付している申告書を使用せず、独自で様式(第26号様式)を作成する場合は、期首の額を合致させてください。
- 耐用年数の記入漏れにご注意ください。
- 取得年月の誤入力にご注意ください。「月・日」を記入する項目ではありません。
- e L T A X (エルタックス) でのご申告についてご不明点がありましたら、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case05/>

